

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人大橋茹の上告趣意第一点は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない（なお、控訴裁判所が、第一審において併合罪の関係にあるものとして有罪とした数個の犯罪事実のうちの一部を無罪としながら、第一審判決と同一の刑を被告人に科しても、刑訴法四〇二条に違反しないと解すべきことは、当裁判所昭和三三年七月二十五日第二小法廷決定・刑事裁判集一二六号一一二九頁の判示するとおりである。）。同第二点は、事実誤認、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年七月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	三
裁判官	大	隅	健	一 郎
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岸		盛	一